

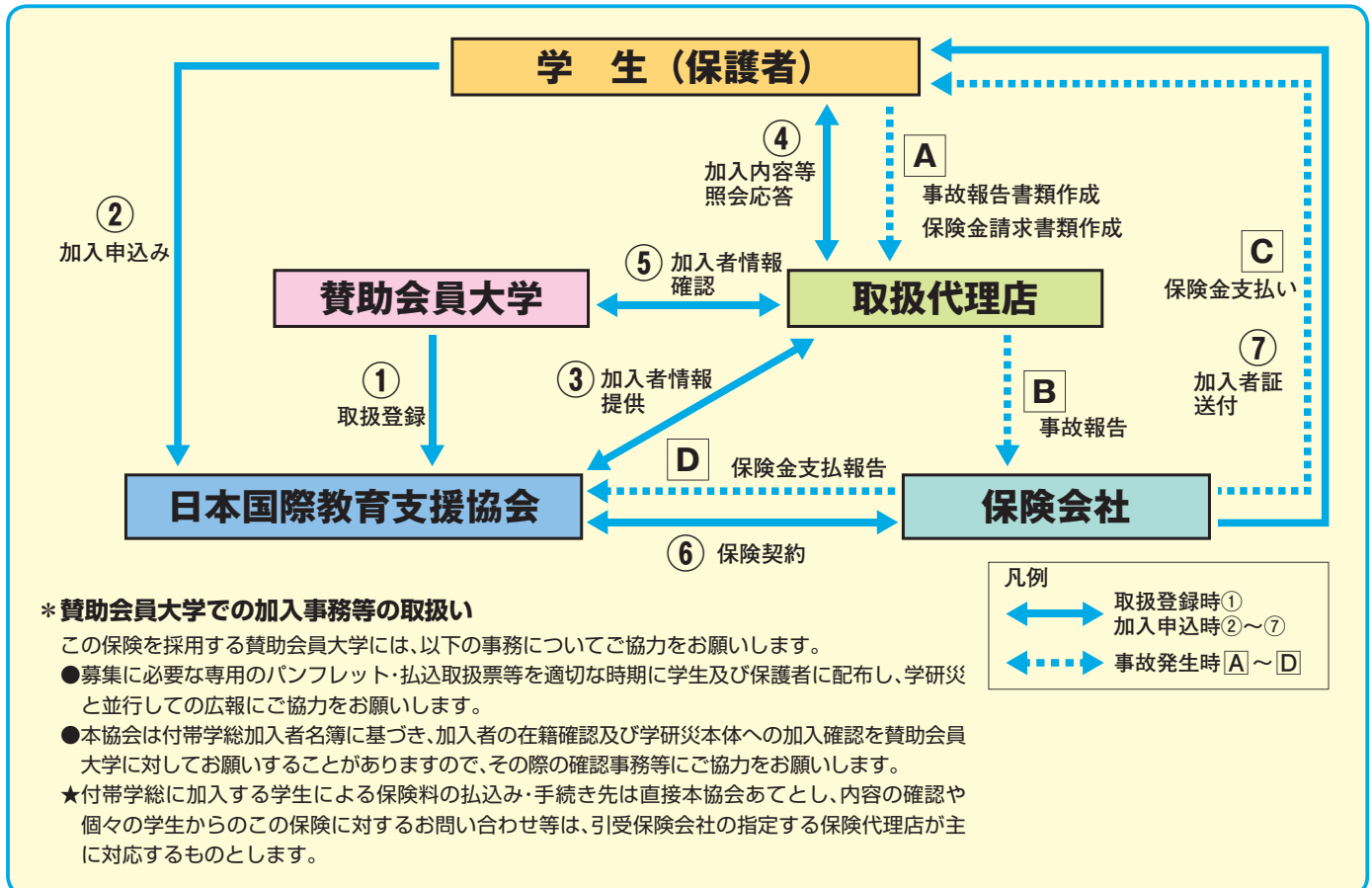
# II. 学研災付帯学生生活総合保険(略称:「付帯学総」)

付帯学総は、学研災及び付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に、学研災加入者が学研災に加えて任意に加入できる保険です。大学関係者、大学生及び保護者の皆様からのご要望に応じて、24時間の補償\*やケガ・病気の治療費実費の補償などを盛り込み、学生生活全般の安心を考慮して創設しました。なお、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償する「天災危険担保特約」もご用意しています。

\*教育研究活動中のケガによる死亡・後遺障害を被った場合は、学研災の補償対象となります。

## 1 保険の事務等の流れ

付帯学総



## 2 保険期間

付帯学総

**4月1日午前0時 ~ 大学卒業予定年次の4月1日午後4時まで**

上記保険期間は、4月入学扱いで大学卒業予定年次まで一括で加入する場合です。

新規に加入する場合の補償期間開始日は、学生が保険料を本協会に振り込んだ日の翌日午前0時（4月1日より前に振り込んだ場合は4月1日午前0時から）となります。

\*付帯学総は、原則として、入学時に予定修学年数を一括加入することとしております。

## 3 対象者

付帯学総

学校教育法に定める大学のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員大学に在籍する学生で、学研災に加入している学生に限ります。

# 4 補償の対象となる事故の範囲

A  
B  
C  
D  
E  
F

【共通補償】

自宅生・一人暮らし学生タイプ

D  
E  
F  
一人暮らし学生タイプ

## 1 自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。

### 賠償責任保険金 (国内外補償)

学生本人が日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。  
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。



## 2 スキー中に木に衝突し、骨折して入院したとき。

### 学生本人のケガ

#### 死亡・後遺障害保険金 (\*4) (国内外補償)

学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡又は後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

(ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舍を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。)

#### 治療費用保険金 (\*1) (\*2) (\*4) (国内のみ補償)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が国内で1日以上通院又は入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。



率	負担金	負
割	円	割
3	4,380	4,
金額	消費税等	優
割	円	

## 3 風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

### 学生本人の病気

#### 治療費用保険金 (\*1) (\*2) (国内のみ補償)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院又は入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等は除きます。)



- (\*1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (\*2) 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(\*3)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)(\*3) 保険期間が1年以下の場合は「1年」となります。
- (\*4) 「天災危険担保特約有り」タイプをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

## 4 搭乗している航空機が遭難したとき。

### 救援者費用等保険金 (国内外補償)

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、捜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。



## 5 実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

### 感染予防費用保険金 (国内外補償)

臨床実習中の事故における、感染症に係る接触感染等(針刺しに限らない)や、臨床実習後の院内感染の予防措置のために負担した費用をお支払いします。なお、健康保険の給付の対象となる費用を除きます。  
※感染症の治療費は対象となりません。(3. 治療費用保険金の対象となります。)



## 6 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

### 育英・学資費用保険金 (\*4) A B D E タイプ

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

(あらかじめ扶養者の方をご指定いただけます。)

なお、Aタイプ・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用保険金について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

● 払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆ 育英費用保険金(ケガ) (国内外補償)  
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆ 学資費用保険金(ケガ・病気) (国内外補償)  
お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。



- (\*4) 「天災危険担保特約有り」タイプをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

## 7 空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

### 生活用動産保険金 D E F タイプ (国内のみ補償)

国内で学生の生活用品・身の回り品が盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



免責金額 (自己負担額)	
火災・落雷・破裂・爆発事故	なし
盗難事故	3万円
その他の事故	1万円

## 8 ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

### 借家人賠償責任保険金 D E F タイプ (国内のみ補償)

国内で学生が借用し、かつ使用する戸室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊したため、家主に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



### 充実のアシスタンスサービス 専用フリーダイヤル

#### ●メディカルアシスト● 常駐医師が、24時間・365日 学生をサポート

##### 転院・患者移送手配

旅先の自動車事故で入院したが、引き続き自宅近くの病院に転院して入院治療したい。(費用はお客様のご負担となります)

##### 医療機関案内

合宿先で急に腹痛が痛くなった。最寄りの病院を至急知りたいたい。

##### 専門医相談【予約制】

最近、目が疲れる。どんなことに注意したらいいだろうか。

##### 緊急医療相談

急に激しい頭痛に襲われた。救急車を呼んだほうがいいだろうか。

##### がん専用相談窓口

がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。



### 付帯学総Q&A 下記以外にも、ご不明な点があれば、お問い合わせ先までご連絡ください

Q 入学時は自宅通学だが、途中で下宿予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿なさる時からのタイプ変更が可能です。

Q 中途加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。パンフレットの補償開始月の翌月以降にお手続きいただく場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

尚、電話番号は、後日配布するご案内チラシに記載しています。  
※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。 ※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。  
※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

# 5 保険料と支払われる保険金

天災危険担保特約有りのプランもご用意しました。補償対象項目は、「死亡・後遺障害（ケガ）」、「入院・通院（ケガ）」、「育英費用（ケガ）」、「学資費用（ケガ）」です。

下表は各補償内容を組み合わせた推奨パターンです。下記以外の組合せもご選択いただけますので、引受保険会社にご相談ください。

ご加入タイプ		（自宅生用）			（一人暮らし学生用）		
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
保 険 金 額	1 賠償責任 <sup>(※1)</sup>	1事故1億円 限度			1事故1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 <sup>(※2)(※7)</sup> ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院・通院 <sup>(※3)(※7)</sup> ケガ	治療費用実費			治療費用実費		
	3 入院・通院 <sup>(※3)</sup> 病気	治療費用実費			治療費用実費		
	4 救護者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用 <sup>(※)</sup>	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用 <sup>(※4)(※7)</sup> ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	学資費用 <sup>(※4)(※5)(※7)</sup> ケガ	100万円	100万円		100万円	100万円	
学資費用 <sup>(※4)(※5)</sup> 病気	100万円	対象外		100万円	対象外		
7 生活用動産 <sup>(※6)</sup>	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円	
8 借家人賠償責任 <sup>(※6)</sup>	対象外	対象外	対象外	300万円	300万円	300万円	
保 険 料  (卒業までの一括払)	2016年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	28,560円	20,340円	18,690円	31,780円	23,560円	21,910円
	2018年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	70,170円	39,390円	34,700円	76,160円	45,380円	40,690円
	2020年3月卒業予定者 (6年間分保険料)	121,850円	56,930円	48,070円	130,130円	65,210円	56,350円
	天災危険担保特約	（自宅生用）			（一人暮らし学生用）		
	Gタイプ	Hタイプ	Iタイプ	Jタイプ	Kタイプ	Lタイプ	
	30,070円	21,850円	19,470円	33,290円	25,070円	22,690円	
	73,700円	42,920円	36,170円	79,690円	48,910円	42,160円	
	127,740円	62,820円	50,080円	136,020円	71,100円	58,360円	

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険では補償対象ではなく、学研費での補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院又は入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。C・F・I・Lタイプをお選びください。
- (※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C・G・H・I）にご加入いただくことが可能です。
- (※7) 天災危険担保特約の補償対象項目です。
- (※) 感染予防費用は、医療関連学部学科のみ加入できる補償となります。よって、医療関連学部学科以外の学生の皆様は、ご加入いただけませんので上記表記のご加入タイプと異なります。詳しくは、引受保険会社にご確認ください。

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。全国の被保険者数が10,000人を下回った場合は保険金額の引下げの対応をさせていただきますのであらかじめご了承ください。詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生など）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）。「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上6職種）

## ＜死亡保険金受取人の指定＞

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合には所定の方法により被保険者の同意が必要となります。（被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人（親権者等）が代理して行うことが必要です。）同意のない場合には、保険契約が無効となります。詳細は取扱代理店又は引受保険会社までご照会ください。

## ＜事故が発生したときのご注意＞

- ① 事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ 賠償事故の場合：保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。